

インフルエンザによる出席停止及び再登校について

インフルエンザに罹患した場合、学校保健安全法第19条により、出席停止の措置をとることとしています。

再登校の際は、出席停止期間の基準に従うとともに、下記の書類を学校へ提出してください。

*出席停止期間の基準：発症後5日目を経過し、かつ、解熱後2日目を経過するまで（学校保健安全法施行規則）

	発症当日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
発症2日目に解熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		登校可能	/
発症4日目に解熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	登校可能

«提出書類»

① インフルエンザに関する報告	・保護者が記入（※押印）
② 罹患を証明できるものの写し (処方された薬の名前または陽性結果がわかるもの)	・調剤説明書、調剤明細書 ・お薬手帳シール ・医療機関名記載の検査結果 など

※保護者記入

インフルエンザに関する報告

広島工業大学高等学校長 様

令和 年 月 日

____年____組____番 生徒氏名_____

保護者氏名_____印_____

次のとおり、集団生活が可能となりましたので、添付資料とともに報告します。

1 診断型（該当するものに○）	A型 · B型 · 不明
2 発症日（発熱等の症状が出た日を記入）	月 日（ ）
3 診断日	月 日（ ）
4 解熱日	月 日（ ）
5 受診先医療機関名	

※学校記入【出席停止期間】 月 日（ ） ~ 月 日（ ）